

# 周南市尾崎記念集会所施設分類別計画



平成30(2018)年9月

(令和5(2023)年3月改訂)

周南市

## 目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	1
第4章 施設の現状と課題.....	3
第5章 今後の施設の方向性.....	4
第6章 計画期間.....	5
参考資料.....	6

## 第1章 本計画の目的

周南市尾崎記念集会所施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の尾崎記念集会所について、今後の施設の方向性を示すものです。

## 第2章 施設の設置目的と経緯

尾崎記念集会所は、平成5（1993）年に地域のふれあい活動及び芸術文化の振興を図るとともに、住みよいまちづくりを推進するために設置した施設で、尾崎記念集会所条例を制定し、福川婦人会に委託して管理運営を行っています。

大正13（1924）年に建築され、福川で三代続いた尾崎医院が昭和62（1987）年に閉院した後、平成4（1992）年に画家 尾崎正章氏より旧新南陽市へ居宅兼アトリエを含む尾崎医院の土地建物の寄付がありました。そのうち旧尾崎医院の建物は、尾崎氏の意志もあり、地元をはじめとした市民が憩える場となるよう改修し、地域のふれあい活動及び芸術文化の振興を図ることを目的に、尾崎記念集会所として、平成5（1993）年に開館しました。

また、平成20（2008）年からは、周南市青少年育成市民会議新南陽部会が、福川出身の編集者である松田素子氏から借り受けた蔵書を福川小学校に置き、読み聞かせ会などの活動をしていたものを、尾崎記念集会所に場所を変えて「どんぐり文庫」として開設しています。

## 第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

なお、本計画の対象となる施設の施設分類は教育文化施設であり、文化スポーツ課が所管します。

図表1 対象施設の一覧

No.	施設名	所在地	地域	利用圏域
1	尾崎記念集会所	福川中市町 8-30	福川	地域

図表 2 施設位置図



## 第4章 施設の現状と課題

### (1) サービスの現状と課題

展示室では、画家 尾崎正章氏の小作品を展示しており、年1回の展示替えを行いながら、地元をはじめ市民が気軽に鑑賞できる機会を提供しています。

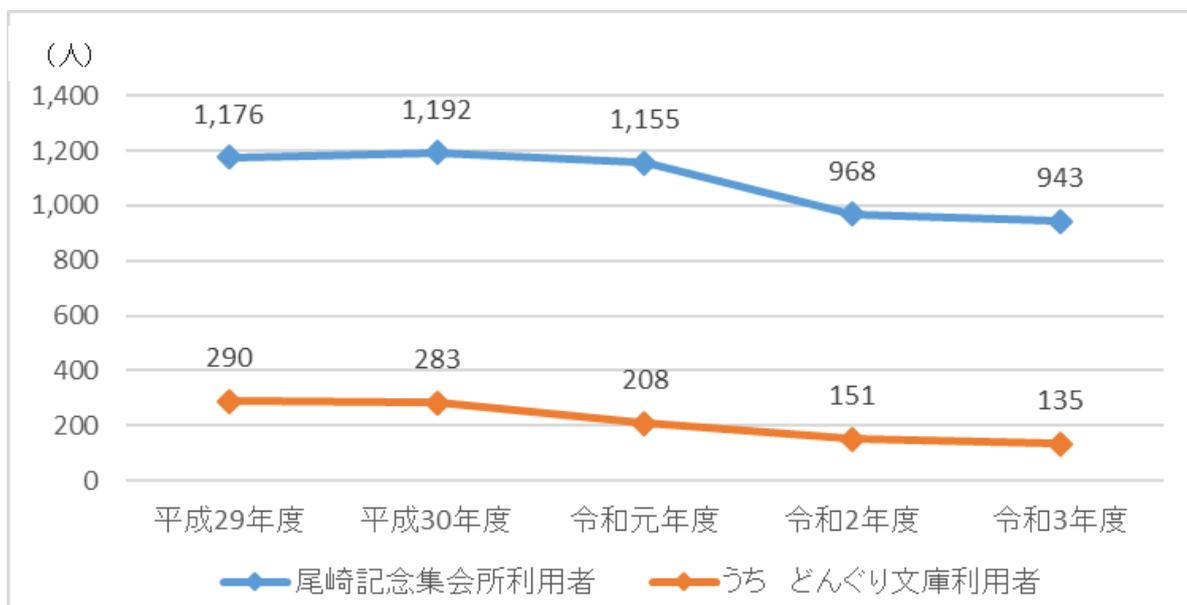
集会室や和室は、地元の福川婦人会の活動拠点として利用されています。どんぐり文庫では、周南市青少年育成市民会議新南陽部会の活動による読み聞かせ会が毎週土曜日に開催されており、子どもや親子連れに利用されています。

これまで、尾崎記念集会所は地元をはじめ市民の憩いの場として、また、尾崎氏の小作品を鑑賞できる場としても利用されてきました。平成14(2002)年の福川地区コミュニティセンター 福川会館の開館後は、利用者が減少し、鑑賞に訪れる方も少なくなっています。

現在は、主に地元の福川婦人会の活動拠点及びどんぐり文庫として利用されており、展示室の鑑賞者については、駐車場がないことから主に地元の方が訪れている状況です。

施設の管理は、地元福川婦人会に清掃や利用者受付等に関する業務を委託しています。1年間のコストは、光熱水費、管理委託料、樹木等管理委託料など、全体で55万円程度の経費で維持管理しています。

図表3 施設の利用者数の推移



コロナによる休館：R2.3.3～3.31、R2.4.6～5.24、R3.8.31～9.26、R4.1.14～2.20

## (2) 建物の現状と課題

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料 1】として添付します。

図表 4 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物												
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果	バリアフリー の状況	ハザードマップの状況					
								総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波	
1	尾崎記念集会所	298.82	298.82	1924	W /22年	経過	無・不明	80.60	未対応				0.5m未満		

\* 自主点検は毎年実施

\* 構造:W(木造)

\* 法定耐用年数:減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)において、構造や用途によって記載のもの

大正 13 (1924) 年に建築された建物を平成 5 (1993) 年に改修し、尾崎記念集会所として開館しました。平成 16 (2004) 年には台風被害を受け、屋根の修繕工事を行うなど施設の維持に努めてきましたが、居宅兼アトリエについては、無人による老朽化が進み損壊や防犯上の懸念があることから、平成 26 (2014) 年に解体しました。

集会所についても、築 90 年以上が経過しており、建物の老朽化は否めません。室内に問題となるような支障はありませんが、外壁等の老朽化は進んでいます。

## 第 5 章 今後の施設の方向性

### (1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。その後、施設の築年数に応じて、今後 10 年以内に優先的に取り組むべき施設を検討します。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、**最終的な判断・決定にあたっての材料**とします。

寄付前の修繕や改修の履歴は不明ですが、寄付後の平成 5 (1993) 年に集会所として改築しており、改築後の経過年数は 30 年未満です。

一次評価を実施したところ、施設の方向性は、統廃合又は継続利用(規模縮小)となりました。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料 2】として添付します。

## (2) 総合評価

### 1) 基本的な考え方

主に施設を利用される地区の人口は減少していくと予測され、現状の利用者も限定されており、今後、利用者数の増加は見込めない状況です。

当面の間、施設は存続することとしますが、建物は改築等を行っているものの築90年以上経過し老朽化が進んでいることから、今後、安全面で懸念が生じるなど、大規模修繕等が必要となった場合は、施設の廃止、建物の解体を視野に入れた検討を行います。

### 2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表 5 具体的な方針と実施時期(予定)

No.	施設名	主たる建物							一次評価	総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)				
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	結果		R5	R6	R7	R8	R9
1	尾崎記念集会所	98	W /22年	経過	無・不明	80.6	未対応	洪	統廃合、継続利用(規模縮小)	大規模修繕等が必要な時点で解体等を検討					

## 第6章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9(2027)年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。



【参考資料2（第5章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

(1) 施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒	◇ 民間譲渡
		◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い		存在する ⇒	◇ 廃止
		◇ 法律等による設置義務付けなし		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	⇒ 共同利用
		◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス存続	◇ 補助金などの代替施策で対応可能	⇒ 廃止
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 廃止
		◇ 利用実態が設置目的に即していない		建築から30年未満の施設	
		◇ サービス内容が設置目的に即していない		◇ 利用圏域 地域以外 ⇒	◇ 転用
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	地域 ⇒	◇ 地域移譲
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 統廃合による施設数の削減 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率	◇ サービス存続	統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒	◇ 継続利用（規模縮小）
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒	
		◇ 今後の利用者数が減少見込み		◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（集約化）
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができるか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い	◇ サービス存続	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	◇ 多目的化
		◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP） ◇ 受益者負担の見直し

これらの検討により、導き出される施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。



# 周南市尾崎記念集会所施設分類別計画

平成30(2018)年9月

(令和5(2023)年3月改訂)

地域振興部 文化スポーツ課

〒745-8655 周南市岐山通1-1

電話 0834-22-8622

FAX 0834-22-8428

電子メール [ed-sports@city.shunan.lg.jp](mailto:ed-sports@city.shunan.lg.jp)